

建設部所管の社会資本整備に関する説明責任（アカウンタビリティ）の推進計画

平成13年6月11日制定

平成17年4月1日一部改正

平成19年4月1日一部改正

平成22年10月25日一部改正

平成26年2月24日一部改正

第1 策定の目的

建設部が実施する社会資本整備において、政策の企画立案段階から完了後までのそれぞれの事業実施過程において道民に積極的な情報提供を行うとともに、道民意見を適切に反映した事業展開に向けて、「社会資本整備に関する説明責任（アカウンタビリティ）の推進指針」（平成13年1月12日付け構造第548号総合企画部構造改革推進室長通知）に基づき、説明責任（アカウンタビリティ）の推進について具体的に取り組むため本計画を策定する。

第2 対象事業

本計画の対象となる事業は、建設部が実施する社会資本整備のうち次の事業を基本とし、公共関連単独事業、災害復旧事業及び他部等から依頼の建築局施行事業は対象外とする。

1 道営施設建設事業（開発公共事業）

<公共事業>

- ・補助事業（市町村代行事業を含む）
- ・交付金事業（社会資本整備総合交付金等）

<投資的事業>（開発公共事業に含めて取扱う）

- ・特別対策事業（従来、地方特定事業として対象としていた事業）
- ・交付金事業（社会資本整備総合交付金等）

2 道営施設建設事業（開発公共事業以外）

- ・一般施策事業のうち施設建設事業

3 補助金を交付する施設整備事業

- ・一般施策事業のうち施設整備補助事業

第3 基本的推進方策

1 情報提供の方法

（1）情報提供の基本的な考え方

広く道民に情報を提供するため、ホームページ（以下「HP」という。）による提供及び事業実施機関の窓口における提供を基本とする。

また、報道機関等に対するパブリシティ活動（記者発表、資料提供、現地レクチャー等）を図るなど、積極的な情報提供に努める。

（2）HPの作成、情報提供及び道民意見受付の窓口

ア 政策の企画立案段階、個別箇所の事業計画策定開始、事業計画案策定の各段階

原則として、本庁が窓口となり、建設政策課のHPで関係課分を取りまとめて情報提供を行い、道民意見の受付は関係課とする。

イ 事業実施及び事業完了後の各段階

原則として、工事を発注する住宅課及び建設管理部地域調整課が窓口となり情報提供を行い、道民意見を受付ける。

ウ 補助事業

市町村等に補助金を交付する本庁関係課が窓口となり情報提供を行い、道民意見を受付ける。

2 道民意見等の受付及び反映方法

- (1) 道民意見や質問の受付は、Eメール、FAX、郵送のいずれかの方法による。
- (2) 道民が意見等を提出しやすいよう、HPにおいて「メール送信様式」を常備するとともに、FAXや郵送に対応するため意見提出先を明示する。
- (3) 道民から寄せられた意見等については速やかに対応するとともに、改善等が必要な事項については計画変更などに反映し、提出された意見・質問及びその対応状況について、原則としてHPに掲載するが、意見等の内容に個人のプライバシーに関わる内容や公序良俗に反する内容が含まれるものについては、その旨を注記した上で、これに関する一部または全部を削除して公開する。
なお、意見等の提出者の住所及び氏名等の個人情報は、居住市町村名及び性別に限り公開する。
- (4) 意見の受付等については、別途定める「留意事項」により取扱うこととする。

3 推進体制

建設部（関係課）及び各建設管理部においてアカウントビリティに関するHPを作成し、別途定める「推進体制」により社会資本整備に関するアカウントビリティを推進する。

4 対象範囲の弾力的拡大

本計画は、共通の対象範囲を示したものであり、本庁各課・各建設管理部毎の範囲拡大については、当該機関におけるこれまでの取組を踏まえた弾力的拡大に努めるものとする。

第4 事業別推進方策

1 道営施設建設事業（開発公共事業）の段階的推進方策

次の各事業実施段階において情報提供することを基本とする。

(1) 政策の企画立案段階

ア 国の長期計画

社会資本整備重点計画等の公共工事長期計画の策定に当たっては、国が定める手続きに沿って実施する。

イ 道の長期計画

海岸保全基本計画、北海道住生活基本計画等の道の施設整備長期計画の策定に当たっては、当該長期計画（案）に関する情報を提供する。

(2) 個別箇所の事業計画策定開始段階

ア 対象事業

地域高規格道路、連続立体交差事業及びダム建設事業。

イ 提供資料と内容

実施計画調査、環境アセス等の概要等。

ウ 提供時期

実施計画調査、環境アセス等の各時点とする。

(3) 事業計画（案）策定段階

ア 対象事業

国費予算要望等を予定している新規事業のうち、事業費が10億円以上の事業

イ 提供資料と内容

- ・概算要求時の新規箇所説明資料等（図面を添付）
- ・道民意見と対応状況
- ・政策評価調書（関係HPとリンク）

※政策評価は、「大規模公共事業の事前評価」の公表に合わせ情報提供する。

ウ 提供時期

予算要求の状況を把握のうえ、適宜公表する。

(4) 事業実施段階

ア 対象事業

当該年度内に実施する予定の概ね200万円以上の事業。

イ 提供資料と内容

別途定める基本様式及び基本項目（位置図を添付）

ウ 事業変更の明示

公表に当たり、事業箇所、概要及び事業費等は今後の社会状況の変化等により変更することがあることを明示する。

エ 提供時期

当該年度の事業計画については、特別な場合を除き6月までに提供する。また、事業の実績については、特別な場合を除き翌年度の9月までに提供する。

(5) 事業完了後

ア 対象事業

上記(3)の事業計画(案)策定段階と同等の事業。

イ 提供資料と内容

- ・上記(3)の事業計画(案)策定段階の情報
- ・事業実施による効果
- ・フィードバックすべき課題等

ウ 提供時期

事業完了後、利用状況が平準する時期

※提供時期は、国の動向及び政策評価制度の検討を踏まえて検討。

(6) 工事等の発注予定情報及び入札結果等の公表の取扱い

- ・工事等の発注予定情報の公表については、各事業実施機関の閲覧所による閲覧を基本とし、HPでも適宜、公表に努める。
- ・入札結果等については、当該閲覧所によるほか、HPに掲載、公表する。
- ・発注予定情報及び入札結果等の公表に係る工事等の範囲・金額・内容、公表時期及び公表方法等は、本計画で定める対象事業の範囲、金額にかかわらず、別に定めるところによる。

2 道営施設建設事業（開発公共事業以外）の段階的推進方策

道単独事業による施設の建設、いわゆる「はこもの」の整備について、次の事業実施段階において情報を提供することを基本とする。

(1) 政策の企画立案段階

個別施設の基本構想を策定するものについて、当該基本構想(案)に関する情報を提供する。

(2) 個別箇所の事業計画策定開始段階

ア 対象事業

総事業費概ね5億円以上の新規事業で、設計前の各種調査を実施する事業。

イ 提供資料と内容

各種調査の発注内容

ウ 提供時期

8月を目途とする。

(3) 設計着手・事業予算化段階

ア 対象事業

総事業費概ね5億円以上の新規事業で、設計に着手するなど予算化を行った事業。

イ 提供資料と内容

- ・整備の趣旨（背景、必要性、効果）

- ・事業内容（予定場所、規模、期間、金額）

- ・道民意見と対応状況

ウ 提供時期

8月を目途とする。

(4) 事業実施段階

ア 対象事業

当該年度内に実施する予定の概ね20百万円以上の事業。

（維持修繕や応急対策などの単年度工事を除く。）

イ 提供資料と内容

開発公共事業の事業実施段階と同様とする。

ウ 提供時期

当該年度の事業計画については、6月までに提供する。また、事業の実績については、特別な場合を除き翌年度の9月までに提供する。

(5) 事業完了後

ア 対象事業

上記(3)の設計着手・事業予算化段階と同様の事業。

イ 提供資料

- ・上記(3)の設計着手・事業予算化段階の情報
- ・事業実施による効果
- ・フィードバックすべき課題等

ウ 公表時期

事業終了後、利用状況が平準する時期。

※公共事業における実施状況を踏まえて決定

(6) 工事等の発注予定情報及び入札結果等の公表の取扱い

開発公共事業の取扱いと同様とする。

3 補助金を交付する施設整備事業における推進方策

(1) 対象事業

建設部が補助金を交付する施設整備事業においては、補助金額が概ね10百万円以上の事業。

(2) 提供内容

別途定める基本様式及び基本項目（位置図を添付）

(3) 公表時期

交付決定後、速やかに実施する。また、単年度事業費・規模・補助金額の実績については、特別な場合を除き翌年度の9月までに提供する。

第5 推進計画のフォローアップ

各事業実施機関の取り組み状況について適宜、フォローアップを行い、情報提供の内容等について必要な見直しを行う。